

前回から継続審議した苦情事案等2件の検討結果について
(平成22年9月7日～23年1月20日受付分)

	No.	局所	苦 情 等 件 名	検 討 結 果
苦情	1	関東	看護師免許の氏名変更で申請した現在の氏名及び旧姓の文字が、戸籍謄本または戸籍抄本に記載されている文字と異なっていたため、その修正を求めると、3回の変更に当たるとして、手数料(登録免許税)を3,000円求められたことに納得がいかない。(注 変更1件につき1,000円)	厚生労働省以外の資格に関する手数料徴収の状況及び法務省における戸籍の電子化に関する見解等について引き続き調査する必要があることから、継続審議事案とした。
	2	関東	自分は日本人であるが、外国籍の子供の住民登録を市役所の支所でもできると言われ、出向いたが本庁でしか手続きができないと言われた。住民に対してきちんとした周知を行うべきではないか。	本件については、総務省自治行政局における、平成24年7月に向けた制度設計状況を見守ることとして、審議を終了した。